

仕様書等に関する質問回答（令和 7 年 8 月 1 9 日発注分）

業 務 名		生活保護システム端末機器等賃貸借契約
1	質 問	配置予定の業務責任者ですが、実際の物件導入及び保守を行う業者（再委託予定の業者）から責任者を決めさせていただいてよろしいでしょうか。
	回 答	業務責任者は賃貸借契約を行う業者から選定してください。
2	質 問	プライバシーマーク使用許可証（写）もしくは ISMS 認証（写）を提出とのことですが、実際の物件導入及び保守を行う業者（再委託予定の業者）のものでよろしいでしょうか。
	回 答	賃貸借契約を行う業者のものを提出してください。
3	質 問	A. 仕様書 2 契約期間（2）賃貸借期間 ※但し、別途契約により延長することがある。 B. 仕様書 9 その他 ・ 契約期間満了時、機器は賃借人に譲渡すること。 機器を譲渡すると、延長賃貸借契約はできません。 どちらが正しいでしょうか。
	回 答	本契約は、賃借人と賃貸人が協議した結果、別途契約により賃貸借期間を延長することがあります。延長契約が困難な場合は、機器は賃借人に譲渡してください。
4	質 問	質問事項 3 にて A が正の場合。（B の条件削除） 賃貸借期間満了後、物件の返却となりますが、 ① データ消去作業は必要でしょうか。 ② ① にて必要な場合、データ削除方法（ソフト消去又は物理的破壊等）の指定はありますか。 ③ ① にて必要な場合、データ消去証明書類の発行は必要でしょうか。 ④ ① にて必要な場合、作業場所は物件引取後に賃貸者等の倉庫にて実施してよろしいか。
	回 答	データの消去作業は必要ありません。
5	質 問	賃貸借契約書（案）を事前にご開示頂けないでしょうか。
	回 答	契約業者決定後にお示しします。
6	質 問	契約予定日ですが、落札決定予定日（令和 7 年 9 月 8 日）から起算して 7 日以内とのことですので、令和 7 年 9 月 18 日となりますでしょうか。

6	回 答	契約は、賃貸人が落札決定の通知を受けた日から起算して 7 日以内※に行います。 ※当該期間の計算に当たっては、明石市の休日を定める条例第 2 条第 1 項に規定する市の休日は算入しません。
---	-----	--

その他の賃貸借契約については、質問はありませんでした。